

日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用に対し交付する日野町感震ブレーカー設置事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、日野町補助金等交付規則（昭和45年日野町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓等を踏まえ、地震による住宅の出火及び延焼を防止することにより、被害の減少並びに町民及び地域の防災力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「感震ブレーカー」とは、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するものをいう。なお、コンセントタイプ及び簡易タイプのものは除くこととする。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象者は、町内に住宅等を所有し、当該建物に新品の感震ブレーカーを設置しようとする者とする。ただし、借家に居住する者については、所有者の承諾を得るものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、次の各号に掲げるもの（以下「補助事業」という。）に要する経費であって、町長が必要と認めるものとする。

- (1) 町内に所有する又は居住する住宅等の既設分電盤を第3条に該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取替えること。
- (2) 町内に所有する又は居住する住宅等の既設分電盤に第3条に該当する感震ブレーカーを取付けること。
- (3) 町内に住宅等を新築、増築、改築する際、分電盤とともに第3条に該当する感震ブレーカーを取付けること。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、1世帯につき40,000円（電気工事に要する経費を含む。）を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が町内の住宅であることを確認することができる書類(地図等)
- (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真
- (3) 感震ブレーカーの設置に要する経費がわかる見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ日野町感震ブレーカー設置事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に、変更の内容がわかる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 町長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認したときは、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、日野町感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真
- (2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金額を確定し、日野町感震ブレーカー設置事業補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、前条の確定通知書を受理した日から起算して10日を経過する日までに、補助金等交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

日野町長 様

申請者 住 所
氏 名

年度日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書

下記のとおり、補助金の交付を受けたいので、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請をするにあたり、要綱の規定及び要綱の規定に基づく条件を遵守します。

記

1 所在地等

区分	☐ 所有 ☐ 賃貸
建物所在地	
設置種別	☐ 既設分電盤を取替え又は取付け ☐ 新築等の際に取付け
設置予定製品 (メーカー、型番)	
設置に要する金額 (税込)	
申請額※	
完了予定日	年 月 日

※ 申請額は千円単位とし、千円未満は切り捨ててください。

2 所有者または管理者の承諾（「1 所在地等」の区分において賃貸を選択した場合に記入）

私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。 年 月 日 住所 氏名

3 添付書類

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が町内の住宅であることを確認することができる書類（地図等）
- (2) 設置予定場所が確認できる写真
- (3) 見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

日野町長

年度日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった補助金について、次のとおり交付決定しましたので、
日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

交付決定額

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

日野町長 様

申請者 住 所
氏 名

年度日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号にて交付決定のありました補助金について、交付申請の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更（中止）事項		
変更（中止）理由		
申請額	変更前	円
	変更後	円

様

日野町長

年度日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった補助金について、次のとおり決定しましたので、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業の変更の内容は、年 月 日付の交付変更承認申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容がさらに変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	（変更前）	金	円
	（変更後）	金	円
補助金の額	（変更前）	金	円
	（変更後）	金	円

- 3 補助金の額の確定は、今回交付決定額と、変更された場合は変更された額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助事業実施者は、日野町補助金等交付規則及び日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 上記 4 に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

日野町長 様

申請者 住 所
氏 名

年度日野町感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のありました下記事業が完了しましたので、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

完了年月日	年 月 日	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	(1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真 (2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し (3) その他町長が必要と認める書類	

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

日野町長

年度日野町感震ブレーカー設置事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助金について、次のとおり交付金額を確定しましたので、日野町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 今回精算払額

様式第7号（第13条関係）

補助金等交付請求書

一金 円也

これは 年 月 日 第 号をもって交付決定通知のあった
年度日野町感震ブレーカー設置事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
氏 名

日野町長 殿

振込口座 金融機関名： _____
支 店 名： _____
口 座 種 別： _____
口 座 番 号： _____
口 座 名 義： _____